

受理年月日	平成23年12月16日	付託年月日	平成23年12月21日	所管委員会	第 1 委員会
番 号	23 年 請 願 第 28 号				
件 名	常設型住民投票条例の制定について				
請 願 者	西区下山門三丁目15-10-206 フクオカ住民投票の会 共同代表 宇田 純子 外 10大 11人 (H24. 3. 9)				
紹 介 議 員	荒木、熊谷、中山、綿貫、星野、宮本、高田、池田、落石				
分割付託	なし				
要 旨	<p>日本国民のだれもが学校の授業で「民主主義」という言葉を教わります。「住民投票」という言葉を教わります。「大事なことは市民みんなで決めよう」。民主主義国家である日本において、このことに異を唱える人は少ないでしょう。しかし不思議なことに、日本において住民投票が行われたのは、全国合わせても400件余り。本市に至ってはゼロ件です。</p> <p>なぜ日本では、投票率が下がり続ける一方なのか。なぜ日本では、政治に対する不信やあきらめが蔓延しているのか。政治家の皆さんは、これに答えることができますか。議会内で議論し合ったことがありますか。</p> <p>民主主義国家であるにもかかわらず、民主主義のありがたさをあまり感じる事ができない日本。この現状を見て見ぬふりしている政治家は、職務怠慢だと言えます。子どもたちの将来の夢が「政治家になりたい!」となるような、そういう本市そして日本にしていきたいと強く願います。</p> <p>私たちの提案は「常設型住民投票条例をつくる」ことです。もちろんこれは議会制民主主義を否定するものではありませんし、何でもかんでも住民投票で決めようと思っているわけではありません。むしろ住民投票を経験することで、市政における市民と議員の役割を強く自覚し合えることが期待できると思います。</p> <p>「地方自治は民主主義の学校」だと言われます。参政権は日本国憲法に書かれていますが、それを使いこなさなくては、その権利は形骸化してしまいます。民主主義を肌身に感じるためには、不断の努力が必要なのです。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 常設型住民投票条例を制定すること。</p>				
審 査	平成 年 月 日	結 果	委員会		
年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		本会議 平成 年 月 日		

2011年12月16日

福岡市議会議長

森 英麿様

請願者

団体請願者

フクオカ住民投票の会

福岡市早良区有田五丁目17番7号

共同代表 宇田純子 福岡市西区下山門三丁目15番10-206号

共同代表 黒木鞠子 福岡市南区長住六丁目14番26号

印

請願賛同者

[Redacted signature area]

常設型住民投票条例の制定を求める請願

【請願趣旨】

日本国民の誰もが学校の授業で「民主主義」という言葉を教わります。「住民投票」という言葉を教わります。「大事なことは市民みんなで決めよう」。民主主義国家である日本において、このことに異を唱える人は少ないでしょう。しかし不思議なことに、日本において住民投票が行われたのは、全国あわせても400件余り。福岡市にいたっては0件です。

なぜ日本では、投票率が下がり続ける一方なのか？なぜ日本では、政治に対する不信や諦めが蔓延しているのか？政治家の皆さんは、これに答えることができますか？議会内で議論しあったことがありますか？

民主主義国家であるにもかかわらず、民主主義のありがたさをあまり感じるすることができない日本。この現状を見て見ぬふりしている政治家は、職務怠慢だと言えます。子どもたちの将来の夢が「政治家になりたい！」となるような、そういう福岡市そして日本にしていきたいと強く願います。

私たちの提案は「常設型住民投票条例を作る」ことです。もちろんこれは議会制民主主義を否定するものではありませんし、何でもかんでも住民投票で決めようと思っているわけではありません。むしろ住民投票を経験することで、福岡市政における市民と議員の役割を強く自覚し合えると期待できると思います。

「地方自治は民主主義の学校」だと言われます。参政権は日本国憲法に書かれていますが、それを使いこなさなくては、その権利は形骸化してしまいます。民主主義を肌身に感じるためには、不断の努力が必要なのです。

したがって、私たちは、次のとおり請願いたします。

【請願項目】

私たちは、常設型住民投票条例の制定を求めます。